

奉請取金子之事

一金三千五百両也

右は、当御支配所郡中村々、当酉御年貢金、江戸表へ御差立ニ付、市部村百姓茂七、唐柏村百姓代澤右衛門附添、罷越候趣奉願上候所、願の通御金才料被仰付難有仕合ニ奉存候、然上は道中御金紛失仕候ハハ、郡中ニテ弁上納可仕候依之御金才料、郡中惣代一同以連印一札差上申所如件



県庁庭園の石幢
(埴原氏報文参照)

御年貢金の江戸表差立について

丹沢一郎

私は過日、甲府市七沢町の丸山家文書を拝見する機会を得ました。丸山家は嘉永・安政（一八四八—一八六〇）年代に、甲州八代郡唐柏村（現在の七沢町）の名主で郡中惣代をも勤めていた名門です。その丸山家文書の、嘉永二（一八四九）年「御用留一日記」の中で、一〇月二三日の記事に興味を覚えました。尤も、私の勉強不足の点

が多大だとは思いますが、普通、御年貢金は各村々より御支配の代官所へ上納され、代官所はその御金を代官所の役人に持たせて、江戸表へ送り届けるものとばかり思っていました所、左記の様な、百姓が御年貢金（大金）を宰領して、江戸表へ送り届けていたことを知り興味深く感じました。

十月二十三日（嘉永二年）

一金三両也

奉請取金子之事

右は、御金宰領御駄賃諸雜用、定例の通被成御渡奉請取候所、仍て如件

八代郡市部村

百姓 茂 七

嘉永二酉年

十月二十三日 百姓代澤右衛門

郡中惣代三人代兼

平右衛門

石和

御役所

專 藏

十二月十九日

一金四千五百拾三両壹分

永二百拾八文壹分

(本文略)

一月十三日 (嘉永三年)

一金三千七百五拾両也

(本文略)

石幢は中国から伝えられた供養のための石造物で、中国と日本では形式に差異が認められるが、かつて中国で作られた一つの形式と見られるもの（応徳元年（一〇八四）が京都国立博物館に収蔵されている。

県内では甲州型ともいべき室町期の石幢が、須玉町・大泉村・高根町・長坂町・白州町等、峠北地方を中心多く現存し、南佐久郡臼田町など信州の一部にまで分布している。県内の石幢分布について検討してみると各市町村に散在していることがわかるが、峠北地方にやや集中する傾向がうかがわれる。

石幢の形式は、石燈籠状の重制幢と幢身を主とした単制幢に分けることができ、県庭園の石幢は重制幢に類するとみられる。現存している石幢の中でも、重制石幢に属するものとしては、須玉町二日市場惣墓六地藏幢（応永元年（一三九四））、大泉村西井出道明六地藏幢（永享六年（一四三四））、高根町石田前六地藏幢（永享九年（一四三七））、南佐久郡臼田町十日町六地藏幢（永享二年（一四四〇））、高根町北之割六地藏（応仁元年（一四六七））、長坂町中丸長昌寺六地藏（室町中期）、白州町清泰寺六

県 庁 庭 園 の 石 墜

せきとう

埴 原 福 貴

県庁の本館と旧館の前に築かれている庭園に古色蒼然とした丈余の石幢（六地藏幢）がある。築庭されたのは昭和三〇年代、当

時県の土木部長だった川手良親氏（現須玉町長）の頃、この貴重な石幢が散逸するの

を怖れて、現在地に移したものと言われている。

この石幢は、須玉町大豆生田の覚林寺付

県の本館と旧館の前に築かれている庭園に古色蒼然とした丈余の石幢（六地藏幢）がある。築庭されたのは昭和三〇年代、当時県の土木部長だった川手良親氏（現須玉町長）の頃、この貴重な石幢が散逸するの